

広島県天然記念物の指定の解除について

1 概要

広島県教育委員会は、令和7年1月9日、広島県文化財保護条例（昭和51年広島県条例第3号）第37条第1項の規定により広島県天然記念物の指定を解除した。

2 広島県天然記念物の指定を解除した文化財

- (1) 種 別 広島県天然記念物
- (2) 名 称 ^{すげ}菅のムクノキ
- (3) 員 数 1株
- (4) 所在地 尾道市御調町大字菅字竹ヶ迫10番地のうち樹の根元を中心とする半径13メートルの円内の地域
- (5) 所有者 個人
- (6) 指定年月日 昭和59年1月23日
- (7) 内 容

当該樹木は、樹高24.38m、胸高幹囲4.68mのムクノキで、県内有数の巨樹であり、熱帯雨林の樹種などに多く見られる板根がよく発達していることから、学術上貴重な資料として昭和59年1月23日に広島県天然記念物に指定されたが、令和6年7月18日に、倒壊した。

倒壊前の状態に復旧することは困難であった上、樹勢が非常に衰え、根の腐朽も進行しており、今後再生の見込みは渺々なく、尾道市道を塞いでいたことから、所有者の了解を得て、令和6年8月27日に尾道市御調支所より撤去された。

当該樹木は倒壊により指定理由の価値が失われたことから、広島県文化財保護条例第37条第1項の規定により、広島県天然記念物の指定を解除する。



広島県天然記念物菅のムクノキ

左…指定樹全体（平成28年時点）

上…倒木状況（令和6年7月）

県内所在 国指定・県指定文化財等件数一覧

令和7年1月9日現在

国 指 定 文 化 財			県 指 定 文 化 財			合計
種 別 (種 類)		件数	種 別 (種 類)		件数	
国 宝	建 造 物	7				7
	絵 画	2				2
	工 芸 品	16				16
	書 跡 ・ 典 籍 ・ 古 文 書	1				1
	小 計	26				26
重 要 文 化 財	建 造 物	59	重 要 文 化 財	建 造 物	45	104
	絵 画	11		絵 画	52 (+1)	63 (+1)
	彫 刻	43		彫 刻	94	137
	工 芸 品	61		工 芸 品	55	116
	書 跡 ・ 典 籍 ・ 古 文 書	20		書 跡 ・ 典 籍 ・ 古 文 書	51	71
	考 古 資 料	5		考 古 資 料	18	23
	歴 史 資 料	5		歴 史 資 料	4	9
	小 計	204		小 計	319 (+1)	523 (+1)
重 要 無 形 文 化 財		0	無 形 文 化 財		2	2
重 要 有 形 民 俗 文 化 財		7	有 形 民 俗 文 化 財		5	12
重 要 無 形 民 俗 文 化 財		4	無 形 民 俗 文 化 財		67	71
記 念 物	特別史跡 ・ 特別名勝	1	記 念 物			1
	特 別 史 跡	1				1
	特 別 名 勝	1				1
	特 別 天 然 記 念 物	2				2
	史 跡	29		史 跡	125	150
	名 勝	7		名 勝	6	13
	天 然 記 念 物	15		天 然 記 念 物	114 (-1)	129 (-1)
				名 勝 天 然 記 念 物	1	1
小 計		56	小 計		246 (-1)	302 (-1)
重 要 伝 統 的 建 造 物 群		4				4
合 計		301	合 計		639	940
国 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財						11
国 選定保存技術						2
国 登録文化財		登録有形文化財（建造物）				311
		登録有形民俗文化財				1
		登録記念物				3

※1 網かけ部分が、今回報告する文化財に関係する部分である。

※2 件数は、今回指定・解除をした後のものである。（ ）は変更件数。

※3 国登録有形文化財（建造物）には、答申後未告示の10件を含む。